

岡山市中小企業設備投資支援補助金

<新分野進出枠>

市内中小・小規模事業者の新分野進出(新商品・サービスの開発や新市場の開拓等)に係る設備投資を支援するため、機械設備・システム等の購入等経費の一部を補助します。

補助対象者

補助対象者の主な要件は以下の(1)~(4)の全ての要件を備えている事業者

- (1)本店登記が岡山市内にある中小企業者又は小規模企業者(個人にあっては本市内に住民登録を行っていること)であって、補助対象事業を本市内で行うこと。
- (2)令和9年1月末までに補助事業を完了、かつ支払いが完了すること。
- (3)許認可等が必要な業種の場合には、それらを取得していること。
- (4)確定申告を一期以上しており、市税を滞納していないこと。

募集期間・事業の選定

- ・募集期間:令和8年4月27日(月)~6月26日(金) 郵便必着
- ・応募書類を審査し、得点上位者から予算の範囲内で選定します。

補助対象経費	補助率	補助限度額
専ら補助事業のために使用される 機械設備・システムの購入等経費 ※設備の新設・更新いずれも対象	1/2	上限500万円 下限50万円

※新分野進出とは、個々の中小企業者にとって既存の事業と異なる「新たな取組」であれば、既に他社において採用されている取組でも対象となります。

※計画している設備投資が補助対象経費に該当するかお迷いの場合は、当課までお気軽にお問い合わせください。

【事業例】

- 製造業：金属部品加工業者が高度な加工技術を活かし、新分野事業として水素関連部品の加工に挑戦
- 小売業：果物小売業者が果物についての知識や強みを活かし、フルーツパーラーを開店
- 美容業：高齢者など自分で美容室に行くことが困難な方のために、出張サービスを開始

その他注意事項

- (1)交付決定前に契約、発注、購入等している場合は、補助金の交付が受けられません。
- (2)補助対象機械設備等が国、県、市等の他の補助金と重複する場合、補助金の交付が受けられません。
(交付決定後に重複が判明した場合、補助金が交付されない場合があります。)
- (3)前年度、岡山市中小企業支援事業補助金を受けられた方は、本補助金のお申し込みはできません。

応募書類の提出・お問い合わせ先

〒700-8544 岡山市北区大供1-1-1 岡山市産業振興課 経営支援係

☎086-803-1325 ✉keieishien@city.okayama.jp

ホームページ:<https://www.city.okayama.jp/jigyosha/0000069365.html>

※応募要件等、詳細はホームページの募集要項でご確認ください。

ホームページ
はこちら



対象外経費の例

- × 他の業務に使用できる汎用性の高い設備の導入経費
・パソコン、プリンタ、エアコン、デジタル複合機、カメラ、表計算ソフトなど
- × 設備等のリース、レンタル料
- × 中古品の設備導入に要する経費
- × 自動車等車輛、重機
- × 農林漁業用機械・システム
- × 備品、什器、原材料費、消耗品類に要する経費
- × 建物・構築物等の改修に係る工事費
- × 一方的な情報発信のためのホームページ作成、改修経費、クラウドサービスの利用料

提出書類

- (1)チェックシート
- (2)岡山市中小企業設備投資支援補助金に係る申請書(様式A-4)
- (3)補助事業計画書(様式B-4)
- (4)見積書の写し
※総額100万円(税込)を超えるものについては2社以上・1社とする場合は理由書添付
※岡山市内業者に見積依頼ができない場合は理由書添付
- (5)許認可を伴う業種の場合は許認可証の写し
- (6)直近の確定申告書(別表一(一)、法人事業概況説明書)
※個人事業主の場合は、直近の確定申告書(第一表、所得税青色申告決算書又は収支内訳書)
- (7)直近の決算書(表紙・貸借対照表・損益計算書)
- (8)その他補足資料(製品カタログ等のコピーを添付すること。最大5枚まで。)
- (9)経営革新計画承認書の写し(当該計画を含む。)
※上記(9)は必須の提出書類ではありませんが、ご提出いただいた方は審査時に加点の対象となります。
※募集締切日時時点で認定(承認)を受けた計画期間が終了していないものに限りです。

【提出部数】4部(正本1部、副本3部)

※副本は審査に使用します。申請者が判別できないように社名等は黒塗り等してください。

補助金交付までの流れ(予定)

